

奨学金返還支援制度の就業規則等への規定例

1. 就業規則、賃金規程等に条項を追加する場合の規定例

(奨学金返還支援手当・代理返還)

第〇〇条 奨学金返還支援手当は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校の卒業者又は修了者であって、現に奨学金を返還している者又は今後返還の開始が見込まれる者に対し、支給又は代理返還を行う。

2 奨学金返還支援手当の対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

※ 上記のように詳細は別に定めることとした場合、別途社内規程を設ける必要があります。
(詳細を既存の規程中で定めることも可能です。)

※ 労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用している事業場では就業規則を作成し、同法第90条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。

2. 社内規程を設ける場合の規定例

奨学金返還支援制度規程

株式会社〇〇〇〇

(目的)

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度(以下「支援制度」という。)とは、自身の奨学金を現に返還している者又は今後返還の開始が見込まれる者に対して、会社が返還額の全部又は一部を補助するために、奨学金返還支援手当(以下「手当」という。)として本人に直接支給し、又は会社が返還額の全部又は一部を奨学金の債権者に直接返還(以下「代理返還」という。)することにより支援する制度のことをいう。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者(以下「支援対象者」という。)とする。

(1) 就業規則第〇条に定める従業員であること

(2) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校の卒業者又は修了者で、現に奨学金を返還している者又は今後返還の開始が見込まれる者であること

(3) 令和〇年度以降に採用された者であること

(書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

2 支援対象者は、奨学金を返還していることを証明する書類を、毎年、会社が指定する日までに提出しなければならない。

3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

(1) 日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

(2) 地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金

(3) その他会社が認めるもの

(奨学金返還支援額等)

第6条 会社は、奨学金返還額の全部又は一部を、手当として支給又は代理返還する。

2 支援額は、月額〇〇、〇〇〇円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

※ その他の例

「奨学金返還月額の〇〇% (上限〇〇, 〇〇〇円) を毎月支給する。」

「1回当たり〇〇, 〇〇〇円を年〇回支給する。」 など

3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日及び期間についても全額支援する。

4 手当の場合は、毎月の通常の給与と併せて支払うものとする。

※ その他の例

「毎年〇月と〇月、賞与と併せて支払うものとする。」 など

(支援期間等)

第7条 支援は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から開始し、〇年間行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の返還期間中に対象者が退職した場合は、退職日の属する賃金計算期間に対応する月を最終の支援とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。